

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(**新設** ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他)

No	2		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税、自動車税、軽自動車税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定）		
要望項目名	ICD-11 への移行に伴う所要の対応		
要望内容（概要）	・特例措置の内容 世界保健機関（WHO）において、令和４年（２０２２年）１月に「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ＩＣＤ）が第１０版（１９９０年版。ＩＣＤ－１０）から第１１版（ＩＣＤ－１１）に改訂され、日本でも５年以内の猶予期間の間に「疾病、傷害及び死因の統計分類」（総務省告示）に適用される（令和９年中施行予定）。 ＩＣＤ－１１への移行に伴い、種々の疾患の分類について変更がなされる。これに伴いＩＣＤの考え方に基づいて基準等を定めている各種制度等の取扱いを整理する必要がある、当該整理を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(１) 政策目的 ＩＣＤの考え方に基づいて基準等を定めている各種制度は、国民の福祉の増進及び保健の向上を図ることを目的としている。 (２) 施策の必要性 上記政策目的を達成するには、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の改定に伴い、引き続き税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—